



埼玉県報

第524号
令和6年(2024年)
6月18日
火曜日

目次

告示

- 税務業務のテレワークシステム構築・運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 災害オペレーション支援システム再構築業務委託に関する入札公告（災害対策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第13号中訂正（越谷県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務業務のテレワークシステム構築・運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年5月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
309,841,537円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人埼玉ハンノウ大学

二 代表者の氏名

小野 麻理

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市仲町六番地一号

四 当該特例認定の有効期間

令和六年六月十八日から令和九年六月十七日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害オペレーション支援システム再構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部災害対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、都道府県又は政令指定都市との請負契約により、総合的な防災情報システムに関する詳細設計・開発に関する業務を単独で完成させた実績を有すること。

なお、ここでいう総合的な防災情報システムとは、災害時の対応に必要な情報の収集・分析・共有・提供を担うシステムをいう。

- (8) 次に掲げる資格のいずれかを有する者を本業務に配置できること。
 - ア 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）
 - イ 米国PMI認定PMP（Project Management Professional）
 - ウ 技術士（情報工学部門）
- (9) 入札に参加できるのは単独の事業者とし、複数の事業者による共同事業者でないこと。
- (10) 本件入札の公平性を図る観点から、災害オペレーション支援システム再構築業務委託仕様書の作成に直接関与した事業者又はその関係事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
 - 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 小林 電話048-830-8181（直通） 電子メールa8170-01@pref.saitama.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札説明会の方法及び日時

Web会議（Zoom）により実施 令和6年6月27日（木）午前10時

参加を希望する者は、令和6年6月25日（火）午前10時までに参加を希望する者の氏名を3(1)の電子メールアドレス宛てに提出すること。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月31日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月30日（火）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部災害対策課 令和6年8月5日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月17日（水）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

なお、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(1) Nature of Services Required:

Reconstruction of disaster operation support system.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., July 31, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 30, 2024

(3) Contact Information:

Disaster Countermeasures Division, Department of Crisis Management
and Disaster Prevention,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-8181

告 示

埼玉県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク杉戸下高野店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字新道向二千三百九十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 来退店を円滑に行うために混雑時には交通誘導員を配置すること。
- (2) 都市機能誘導区域外での開発となるため、立地適正化計画に基づき、開発及び建築等行為の届出をそれぞれの行為の三十日前までに提出すること。また、今後、休止又は廃止をする場合には、誘導施設の休廃止届出書を提出すること。
- (3) 計画内容の変更等によって、開発行為等事前協議における協議事項に変更が生じた場合又は新たな協議が必要となった場合は、その都度担当課と協議すること。
- (4) 当町と防災協定の締結をすること。
- (5) 杉戸町商工会への加入をすること。
- (6) 開発区域に接する水路については、事業者において定期的に清掃等地先管理にてお願ひします。

二 縦覧期間

令和六年六月十八日から令和六年七月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

一 道路の種類 県道

二 路線名 行田蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市郷地字さがへと一八八番二地先 から同市郷地字三谷四六二番一地先	区 間
一 二・〇〇〇一八・三二	九・九〇〇一七・三四	敷地の幅員 (メートル)
五九五・九二		延 長 (メートル)
域の一部変更である。	道路改良工事による。 令和元年九月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

路線名	行田蓮田線
供用開始の区間	鴻巣市郷地字ざがへと一八八番二地先から同市郷地字三谷四六九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和六年六月十八日
備考	令和六年六月十八日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 平成二十一年八月二十五日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七三・四二メートル

告示

埼玉県選管告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和六年六月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

旧	新	
医療法人 尚寿会 大生病院	医療法人 尚寿会 狭山尚寿会病院	施設の開設主体及び名称
埼玉県狭山市大字水野六百番地		所在地

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号(令和六年五月二十一日第五百十六号)
中訂正

ページ 表中 行

二 敷地の幅員 前から二

誤

九・〇〇〓十二・三五

正

九・三五〓十三・七九